

電気通信分野における市場支配的事業者規制に関する国際的フレームワークの構築

—規制の「統合」と政策の「個別化」という観点から—

代表研究者 林 秀 弥 名古屋大学 大学院法学研究科 准教授（当時）

1 はじめに¹

ブロードバンド回線によるインターネット接続サービスの普及、スマートフォン、タブレット端末等高機能な端末機器の普及等を背景として、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、検索、動画・音楽の配信、アプリマーケット等サービス系プラットフォーム（その機能の実装の形態にかかわらず、コンテンツ・アプリケーションの通信サービスレイヤーにおける流通を円滑にする機能を提供するものを広く含む²。以下単に「プラットフォーム」という。）の利用者が急増していることを受け、プラットフォームの機能を他人の需要に応ずるために提供する事業（以下「プラットフォーム事業」という。）の在り方が情報通信分野における競争に及ぼす影響に注目が集まるようになってきている³。

情報通信分野の事業者は、各々の属する市場の境界を超えて、縦横に、合併その他の企業結合又は業務提携、資本提携その他の提携を進めているが、特に近年においては、プラットフォーム事業を営む者（情報通信分野の他のレイヤーの事業を同時に営む者を含む。以下「プラットフォーム事業者」という。）を当事者の一方とする企業結合又は提携が注目を集めるようになってきている。このような状況の下、我が国においては電気通信事業分野における競争状況の評価に当たってのプラットフォーム事業者の取扱いが関心を集め、欧米においてもプラットフォーム事業者とコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者との提携等に関する競争当局の動きが顕在化している。

プラットフォームは、双方向市場における複数の顧客グループの中間に位置するものであり、一方の顧客グループとの取引の増加が他方の顧客グループの取引をも増加させるという間接的ネットワーク効果が働くものである⁴。このことから、プラットフォームについては、間接的ネットワーク効果を内部化して社会的厚生を改善する可能性がある一方で、その間接的ネットワーク効果により寡占的ないし独占的となる傾向がある⁵。このため、プラットフォーム事業については、民間主導を基本とするとしても、その競争上の規律が問題となる。

プラットフォームが双方向市場を成立させるものであることは、プラットフォーム事業に関し競争法なし競争政策の見地から評価する際に特有の困難を惹起する。例えば、プラットフォーム事業者による一方の顧客グループに対する価格設定を単独で評価しても、それは複数の顧客グループに対し同時に行う価格設定の一部分のみを捉え一面的に評価してしまうことになってしまう。プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合又は提携も、その競争への影響を十全に評価するには、複数の顧客グループを包括的に捉えて行わなければならない。

この研究は、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合又は提携に関し、その情報通信分野における競争に関する法的問題（以下において「競争法的問題」という場合がある。）について、電気通信事業法及び独占禁止法の見地から考察を施し、もってプラットフォーム事業をめぐる競争法的問題に係る規律の在り方に關し示唆を得ることを目的とする。この研究において「企業結合」としては「固い結合」を、「提携」としては「ゆるい結合」を典型例として念頭に置くが、「提携」は、対等な関係の形成に限定せず、継続的な関係の形成全般を含むものとする。例えば、拘束条件付取引等のように、当事者の一方にとって不

¹ 本稿の記述のうち意見にわたる部分は、筆者らが現在属している組織若しくは過去に属したことがある組織又は筆者らが現在参画している総務省の検討会等若しくは過去に参画したことがある検討会等の見解を示すものではなく、すべて筆者らの個人的な見解に基づくものである。

² ただし、記述の便宜上、有料放送に係るものは除く。

³ 総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価 2011」45頁（平成24年）参照。

⁴ 林秀弥「情報通信と放送産業のプラットフォーム機能に対する独占禁止法と競争政策上の課題」産研論集35号114頁（平成20年）参照。

⁵ 林・前掲注（4）・116頁参照。

利益ではあるが、これに応じなければ更に不利な結果となるため、やむを得ず応ずるものも含まれる。

本稿の構成は、次のとおりとする。次章においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合及び提携に関する競争法的問題について、電気通信事業法の見地から考察する。第3章においては、プラットフォームに関する独占禁止法上の事例に即して、独占禁止法の見地からの競争法的問題について展開する。第4章においては、結びに代えて、次章及び第3章における考察の結果を踏まえ、プラットフォーム事業をめぐる競争法的問題に関し今後の検討が期待される課題を概観する。

2 電気通信事業法との関係

2-1 この章の構成

この章においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合及び提携に関する競争法的問題について、電気通信事業法の見地から考察する。次節においては企業結合に関し、第3節においては提携に関し、それぞれ同法に設けられている関連する制度を概観した上で、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合及び提携に対する当該制度の適用をめぐる競争法的問題を考察する。

2-2 企業結合に関連する制度をめぐる競争法的問題

(1) 関連する制度⁶

電気通信事業法においては、電気通信事業者を当事者の一方とする合併等があったときの当該電気通信事業者の地位については、承継法人（事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により事業の全部を承継した法人をいう。以下同じ。）による当然承継が原則とされる（17条1項本文）。そのほか、認定電気通信事業者を当事者の一方とする合併等については、承継法人が当該認定電気通信事業者の地位を承継するためには総務大臣の認可を受けることが必要とされている（123条3項及び4項）。

当然承継の例外は、承継に係る電気通信事業者が電気通信事業法9条の登録を受けた者たる場合であって承継法人が同法12条1項1号から3号までの事由のいずれかに該当するときである（17条1項ただし書）。認定電気通信事業者の地位の承継の認可について同法123条5項の規定により準用される同法118条及び119条にはそれぞれ認定の欠格事由及び認定の要件たる事由が掲げられている。ところが、これらの事由は、申請者の履歴に係る事由又は申請に係る電気通信事業の遂行自体に係る事由であり、いずれも競争上の関心と一線が画される。

したがって、現在の電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度については、競争への悪影響を防ぐ機能を期待したい。この現況の下においては、他の法律に設けられている企業結合に関する制度により当該悪影響を防ぐことの可否が問われる。情報通信当局たる総務省が所掌する他の法律の制度としては、電波法及びNTT法の制度が挙げられる。以下この款においては、これらの制度により当該悪影響を防ぐことの可否を論じた上で、その結論を踏まえつつ、電気通信事業法に設けられている制度を改めることの実益を考察する。

電波法においては、無線局（電気通信業務用無線局を念頭に置く。ただし、特定無線局の包括免許に関する事項については、以下言及を省略する。）の免許人（法人を念頭に置く。以下同じ。）が合併等をしたときは、承継法人が総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる（20条2項及び3項）。特定基地局（27条の12第1項1号の事項に係る特定基地局を念頭に置く。以下同じ。）に係る認定開設者（以下「認定開設者」という。）の合併等についても、免許人の合併等に関する規定が準用され、承継法人が総務大臣の許可を受けて認定開設者の地位を承継することができる（27条の16）。

免許人の地位の承継の許可の審査については、無線局の免許の審査の基準を定める電波法7条1項の規定が準用される（20条6項）。同法7条1項の4号に基づき電気通信業務用無線局が満たさなければならない事項を定める根本的基準3条各号のうち、同条8号には「その局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること」が掲げられている。また、同条7号には、その局が特定基地局である場合に「その局が・・・その局に係る開設指針の規定に基づくものであること」が掲げられている。

⁶ 現在の電気通信事業法31条には、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を対象として、同条一項の特定関係事業者の取扱い等に関する制度が設けられているが、同項の規定により特定関係事業者として総務大臣の指定を受けている者が現在のところエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のみであることにかんがみ、この制度に関することについては、紙幅の都合上、以下この章においては措く。

認定開設者の地位の承継の許可の審査については、電波法27条の16の規定により同法20条6項の規定が準用されるが、その際の読み替えにより準用される同法27条の13第4項1号には「その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること」が掲げられている。開設指針の規定ぶりは各様であるが、例えば「電波法第二七条の一ニ第一項の規定に基づく三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針」(平成23年総務省告示513号)には「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与」への適合の度合いが高いことが競願時審査基準の一つとして掲げられている。

このように、免許人の地位の承継の許可の審査及び認定開設者の地位の承継の許可の審査に当たっては、電気通信事業の健全な発達及び円滑な運営への影響が問われる。したがって、これらの制度については、地位の承継に起因して競争に悪影響が生じ、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への悪影響が見込まれる場合には、当該承継を許可せず、又は許可に条件を付することにより、当該悪影響を防ぐことが不可能ではないものと認められる。このことについては、電波法上の規律のうちに電気通信事業に係る規律が混淆している現象と評価できよう。

NTT法においては、NTT東西を当事者の方とする合併及び分割の決議については総務大臣の認可が効力の発生の要件とされている(11条1項)。これらの認可については基準が法定されていない。そのうち、合併の決議の認可の制度については、NTT東西が合併により新たな業務を営むこととなる場合に当該業務とNTT法2条3項から5項までに規定するNTT東西の業務の範囲との関係が直ちに問題となることかんがみると、NTT東西の業務の範囲に関する制度の趣旨を踏まえて運用すべき制度として把握すべきものと考えられよう。

NTT法2条5項においては、NTT東西が営むことができる活用業務の範囲が必須業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内と規定されている。この規定に関し、総務省が公表しているガイドラインにおいては、「NTT東西が地域通信市場における市場支配力を濫用することにより、活用業務に関する市場において公正な競争を歪めることとなるおそれがある場合」には電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれる業務とは認められないとの考え方が示された上で、当該範囲内と認められない場合の具体例の一つとして、関連するISP、コンテンツ提供事業者等を不当に差別的に取り扱ったり、その業務に対し不当な規律・干渉を加える場合が挙げられている⁷。

「活用業務に関する市場」及びその市場における供給者たる事業者について、これらの範囲を限定しようとする考え方には、ガイドラインには見当たらない。前述した例をも踏まえると、「活用業務に関する市場」には、活用業務に係る電気通信役務等が供給される市場のみならず、活用業務の影響が及び得る他のレイヤーの市場が含まれ、その市場における供給者たる事業者には適用除外電気通信事業(電気通信事業法164条1項各号に掲げる電気通信事業をいう。以下同じ。)を営む者(以下「適用除外電気通信事業者」という。)が含まれるものと見られる。

このように、NTT東西の業務の範囲に関する制度は、NTT東西のボトルネック独占の弊害が競争的な分野に拡大することを防止して適用除外電気通信事業を含む電気通信事業の各分野に公正な競争を確保しようとする制度と認められる。したがって、NTT東西を当事者の方とする合併の決議の認可の制度については、合併に起因して適用除外電気通信事業を含む電気通信事業のいずれかの分野における競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合に当該決議を認可しないこと等の方途により当該悪影響を防ぐよう機能させるべき制度と認められよう。

また、分割が競争に及ぼす影響において合併に類似するものと見られている⁸ことにかんがみると、分割の決議の認可の制度についても、仮に分割に起因して競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合には当該決議を認可しないこと等の方途により当該悪影響を防ぐよう機能させるべき制度と考えられよう。他方、事業の譲受についてはその決議の認可の制度がないが、競争への悪影響が見込まれる譲受けについては、譲り受けたNTT東西の業務の在り方の問題として、必要に応じてNTT法16条2項の規定による監督上の命令により対応できよう。

したがって、電気通信事業者を当事者の方とする企業結合により競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合に電波法及びNTT法に設けられている企業結合に関する制度により当該悪影響を防ぐことの可否

⁷ 総務省「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」4頁-5頁(平成23年)参照。

⁸ 公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第1の4(1)(平成16年制定、平成23年最終改定)参照。

については、各制度の射程内に限るとの留保を付さざるを得ないが、この留保の範囲内においては積極に解されよう。かくして、電気通信事業法上の制度により当該悪影響を防ぐことを期待しがたい現況を改めることの実益は、電波法上の制度又はN T T法上の制度の射程内の企業結合に関する限り、消極に解されよう。

ただし、制度の機能の配置という見地からは、少なくとも電波法に設けられている企業結合に関する制度については、その機能を電気通信事業法に移すことを検討する価値が認められよう⁹。当該制度においては電気通信事業の競争に関する事由を含む電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事由が問われるが、この事由は、同法上は「電波の公平且つ能率的な利用」（一条）という同法の目的から間接的に導き出される事由に過ぎないが、電気通信事業法上は一条に規定する同法の趣旨及び目的から直接的に導き出される事由であるからである。

なお、この検討を行う場合には、企業結合がその実質において参入・退出と同等の効果を有するものと見られている¹⁰こと及び電波法に設けられている企業結合に関する制度において用いられる基準がそもそも無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定の基準であることにかんがみると、無線局の免許の制度及び特定基地局の開設計画の認定の制度との関係を視野に入れて行うべきであろう。

（2）プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合をめぐる競争法的問題

プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合については、当該プラットフォーム事業者自身が電気通信事業者である場合とそうでない場合とが考えられるとともに、当事者の他方もこれが電気通信事業者である場合とそうでない場合とが考えられる。当該プラットフォーム事業者及び当事者の他方のいずれも電気通信事業者でない場合には、電気通信事業法上の制度並びに電波法上の制度及びN T T法上の制度のいずれも適用されない（持株会社たる日本電信電話株式会社を当事者の一方とする場合は、ここでは念頭に置かない。）。

他方、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合の当事者のいずれかが電気通信事業者である場合には、電気通信事業法上の制度の適用対象とはなるが、現在の当該制度については企業結合に起因する競争への悪影響を防止することできない。ただし、当該電気通信事業者が免許人又は認定開設者である場合には当該企業結合が電波法上の制度の適用対象となり、当該電気通信事業者がN T T東西のいずれかである場合には当該企業結合がN T T法上の制度の適用対象となるため、それぞれ当該悪影響の防止が制度上是不可能ではない。

もっとも、電波法に設けられている企業結合に関する制度については、免許人の地位の承継の許可の基準として準用される根本的基準3条8号の「その局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること」と認定開設者の地位の承継の許可に当たっての競願時審査基準の一つとして開設指針に掲げられている「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与」の内実がこれまで具体化されていない。また、N T T法に設けられている企業結合に関する制度については、その基準がそもそも明らかにされていない。プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合に起因する競争への悪影響を防止する機能をこれらの制度に求めるためには、これらの基準の内実の具体化に向けた議論の進展が必要となろう。

2-3 提携に関連する制度をめぐる競争法的問題

（1）関連する制度

この節においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする提携に関する競争法的問題について、電気通信事業法の見地から考察する。本稿における「プラットフォーム事業」及び「プラットフォーム事業者」の射程にかんがみると、プラットフォーム事業は電気通信事業に該当するが、プラットフォーム事業者には電気通信事業者及び適用除外電気通信事業者が含まれる。また、本稿における「提携」の定義によると、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする複数の事業者間の継続的な関係の形成全般が本稿における「提携」たり得る。

電気通信事業法に設けられている制度であってプラットフォーム事業者を当事者の一方とする提携に関するものとしては、電気通信設備の接続及び共用並びに卸電気通信役務に関する制度、禁止行為の制度（以下「禁止行為制度」という。）及び業務改善命令の制度が挙げられる。しかるに、これらの制度のうち、専

⁹ 他方、N T T法に設けられている制度については、N T T東西という個々の特殊会社に係る個別の事情を立法事実として、N T T東西に固有の特殊な制度として創設された制度であることから、N T T法に配置するほかないものと考えられる。

¹⁰ 情報通信審議会「I T革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」81頁（平成14年）参照。

ら電気通信事業者相互間の関係のみを射程とするものについては、プラットフォーム事業者の多くが適用除外電気通信事業者であることにかんがみると、プラットフォーム事業者の多くが関係しないものと見られる。

そこで、この章においては、電気通信事業法に設けられている制度であってプラットフォーム事業者を当事者の方とする提携に関するものとして、不当な規律・干渉（30条3項3号）に係る禁止行為制度及び業務改善命令（29条1項2号に掲げる事由に係るもの及び12号に掲げる事由に係るもの）の制度に注目する。次款及び第3款においては、これらの制度のプラットフォーム事業者に対する適用関係を踏まえつつ、プラットフォーム事業者を当事者の方とする提携に対するこれらの制度の適用をめぐる競争法的問題をそれぞれ考察する。

（2）不当な規律・干渉

禁止行為制度は、市場支配力を有するとされる電気通信事業者（以下「支配的事業者」という。）による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある一定の反競争的な行為を禁止行為として類型的に禁ずるとともに、総務大臣が禁止行為に該当する行為があると認めるときは当該支配的事業者に対し当該行為の停止又は変更を命ぜることができるとする制度である。

禁止行為の一つとされる不当な規律・干渉は、その禁止の名宛人こそ支配的事業者たる電気通信事業者なるも、その相手方には適用除外電気通信事業者も含まれる。プラットフォーム事業及びコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業の多くが適用除外電気通信事業と見られているが、これらの事業を営む者も不当な規律・干渉の相手方となり得る。したがって、支配的事業者がプラットフォーム事業者等に対し不当な規律・干渉に該当する行為をする場合には、当該プラットフォーム事業者等は停止又は変更の命令により保護され得ることとなる。

不当な規律・干渉については、公正取引委員会＝総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年。以下「競争促進指針」という。）にその具体例が掲げられており、その中には、支配的事業者がそのプラットフォームの機能の提供に当たりコンテンツプロバイダーを相手方として行う不当な規律・干渉（その内容は、次章において概観するDeNA事件における株式会社ディー・エヌ・エーの行為に酷似している。）も見られる。しかるに、禁止行為制度の名宛人たる電気通信事業者以外の電気通信事業者については、仮にプラットフォームの市場等上位レイヤーの市場で仮に市場支配力を有する程に有力であっても、禁止行為制度が適用されることはない。

現在の禁止行為制度は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者一部のみを名宛人としているが、あくまでも電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力を濫用する行為を類型的に禁止することを中心とする制度である。プラットフォームの市場等上位レイヤーの市場の台頭にかんがみると、これらの市場における市場支配力の濫用による悪影響を防ぐための制度の在り方に關し、例えば、現在の禁止行為制度の枠組みを参考にしつつ、当該市場支配力を濫用する行為を類型的に禁止する制度の創設等について一考してみる価値を指摘することができよう。

（3）業務改善命令

電気通信事業法29条1項には、総務大臣にあっては、同項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる旨が定められている。同項2号には電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているときが、同項12号には、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときが掲げられている。

競争促進指針においては、電気通信事業者によるコンテンツプロバイダ等をどのように取り扱えば電気通信事業法29条1項2号に掲げる事由に該当するのかに関する事例、解釈の指針等が掲げられていない。また、競争促進指針においては、同項12号に掲げる事由についても、電気通信事業者がコンテンツプロバイダ等をどのように取り扱えばこれに該当するのかに関する事例、解釈の指針等が掲げられていない。

本稿の問題意識からは、プラットフォーム事業者が業務改善命令の名宛人たる電気通信事業者である場合及びプラットフォーム事業者が業務改善命令の名宛人たる電気通信事業者による行為の相手方である場合のそれについて、具体的にどのような場合に名宛人たる電気通信事業者の行為がこれらの号に掲げる事由該当することとなるのかが明らかにされるべきことを指摘することができよう。

2-4 小括

この章においては、プラットフォーム事業者を当事者の方とする企業結合及び提携に関する競争法的問題について、電気通信事業法の見地から考察してきた。

第2節の議論を踏まえてプラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合に関し「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営」への「寄与」の内実の具体化を図る場合には、当該企業結合に起因する影響が見込まれる電気通信事業の範囲の画定が必要となる。しかるに、当該電気通信事業について「健全な発達」及び「円滑な運営」が見込まれるか否かは、当該企業結合に起因する当該電気通信事業に係る競争への影響次第である。このため、当該電気通信事業に係る競争が行われる場としての市場の画定が前提問題となる。

また、前節における議論を踏まえて禁止行為制度に関し上位レイヤーの市場における市場支配力の濫用による悪影響を防ぐための制度の在り方に関し検討する場合にも、市場の画定、行為の評価等が必要となる。とりわけ、プラットフォーム事業者が属する市場がいわゆる両面市場ないし多面市場である場合には、各市場における価格戦略が問題となる。また、同節における議論を踏まえて業務改善命令の発動事由の具体化を図る場合にも、その不当性を評価するためには、やはり市場の画定等が問題となり得る。

市場の画定、行為の評価、価格戦略等に関することについては、独占禁止法の分野に豊富な蓄積がある。その蓄積は、電気通信事業法上の競争法的問題の考察に当たっても参考になる。もっとも、同法は、「電気通信事業の公共性にかんがみ」「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護」することを目的とするものであるため、競争の促進に関することについても「電気通信事業の公共性にかんがみ」独占禁止法以上に厳格な規律を設けることが必要となる場合もあり得る¹¹。独占禁止法の分野における蓄積に示唆を求める場合には、このことを念頭に置き、目的の違いに即して相対視することが必要であろう。

3 独占禁止法との関係

3-1 はじめに

プラットフォームは、ネットワーク上でコンテンツ等の取引を行うための機能を提供するものであり、大きなネットワーク効果が生ずるものと考えられる。また、プラットフォーム事業については、低コストでの参入が可能であるが、そのネットワーク効果にかんがみると、ある事業者が一度市場支配的地位を確保した場合には、当該事業者が競争事業者との関係で有利となり、競争制限性が高いとも考えられる。この章では、プラットフォームに関連する典型的な独占禁止法の事例としてD e N A事件¹²を取り上げ、プラットフォームをめぐる競争制限効果に関する論点について検討し、整理を行うものである。

平成23年6月9日、公正取引委員会（以下「公取委」という。）は、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「D e N A」という。）がソーシャルゲーム提供事業者（以下「S A P」という。）に対しグリー株式会社（以下「グリー」という。）との取引を止めるよう要請し、グリーと取引を行ったS A Pのゲームを自社のプラットフォームであるモバゲータウンのランキングから外したり検索できなくしたりするなどS A Pとグリーの取引を妨害したとして、D e N Aに対し排除措置命令を行っている。

この事件の背景には、プラットフォーム事業者が有力なコンテンツを有するS A Pを囲い込むこと（すなわち、プラットフォーム事業者がS A Pに対し、他のプラットフォームの利用を制限すること）により自己のプラットフォームの価値を高めようとする意図が推察される。S N S ゲーム分野におけるプラットフォーム事業者とS A Pとの関係については、顧客情報がプラットフォーム事業者に帰属したり、プラットフォーム事業者がS A Pを審査し、販売を拒否したりすることもできるといった事情から、プラットフォーム事業者の方が取引上の地位が強いとも指摘されている¹³。

かかる囲い込み¹⁴は、コンテンツの充実に資すると期待される反面¹⁵、競争者に対する取引妨害、拘束条件付

¹¹ このことに関し、米国の1996年電気通信法が「独占を取り除くこと」を図るものであるのに対し、シャーマン法二条が「単に不法な独占化を防ぐこと」を図るものに過ぎず、前者が後者よりもはるかに野心的なものであることを説くものとして、See *Verizon Communications Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, 540 U.S. 398, 415 (2004)*.

¹² 公取委平成23年6月9日排除措置命令（平成23年（措）第4号（株）ディー・エヌ・エーに対する件）参照。

¹³ 特に有力プラットフォームは何千万人という層の厚い会員基盤を持っており、集客コストの負担等を考えると、多少の問題があつてもプラットフォームを利用するメリットの方が大きいという面がある。また、プラットフォームの変更については、S A P側が技術的に対応することはある程度可能である一方、ユーザーにとっては、ソーシャルゲームで獲得したアイテムや資産、他のユーザーとの関係等のデーターを他のプラットフォームに引き継いで利用できないため、プラットフォームを移行することは実質的には不可能である。

¹⁴ 囲い込みは、手段として、①コンテンツ・商品等の提供事業者を審査し、販売を拒否することを示唆され

取引等に該当する可能性がある¹⁶。そこで、プラットフォーム事業者が行う囲い込みについて、その許容範囲が問題となる。かかる囲い込みは、システムの乗換えに係るコスト、顧客を失うリスク、対応OSが要求する諸条件への対応等複数の要素が影響しているものと考えられるため、その公正競争阻害性については、囲い込みを行うプラットフォーム事業者の市場における地位、囲い込みの態様等に照らし検討することが必要となる。以下この章においては、DeNA事件を例にこれらの諸点の検討を行う。

3-2 DeNA事件

(1) 事実

DeNAは、SNSに係る売上額（携帯電話向けSNSを提供する事業者がSAPから收受する当該携帯電話向けSNSを通じたソーシャルゲームの提供に伴う手数料と、自らが提供するソーシャルゲームに係る売上額との合計額をいう。）において平成22年1月以降第1位を占めており、多くのSAPにとってDeNAは重要な取引先となっていた。

DeNAは、ソーシャルゲームの提供において有力な事業者であると判断して選定したソーシャルゲーム提供事業者（以下「特定SAP」という。）に対し、グリーが運営する携帯電話向けSNS（以下「GREENE」という。）を通じてソーシャルゲームを提供した場合に、当該特定SAPがモバゲータウンを通じて提供するソーシャルゲームのリンクをモバゲータウンのウェブサイトに掲載しないようにすることにより（以下「リンク切り」という。）、GREENEを通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた（以下「本件行為」という。）。

(2) 命令要旨

前記事実によれば、DeNAは、自社と国内において競争関係にあるグリーと特定SAPとのソーシャルゲームに係る取引を不当に妨害していたものであって、この行為は、不公正な取引方法（昭和57年公取委告示15号。以下「一般指定」という。）14項に該当し、独占禁止法19条の規定に違反する。

命令の主文では、リンク切りにより、他の事業者の運営する携帯電話向けSNSを通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせる行為を行わないこと等が命じられた（確定）。

(3) 検討

(3-1) 論点

本件の論点は、論点①「適用法条として一般指定14項を用いたことは妥当か」及び論点②「本件行為の公正競争阻害性の捉え方は適切か」に集約されると思われる。

論点①について否定的な論者は、一般指定14項の行為要件が一般的かつ抽象的であるだけに、通常の正当な競争行為を萎縮させることのないよう、その適用は慎重でなければならず、その適用範囲は限定的でなければならないというものである。すなわち、同項は、自由競争減殺型の行為を規制する場合と、競争手段の不公正さをもつ行為（いわゆる「不正手段型」）とを規制する場合の両方があることを前提としつつ¹⁷、不正手段型を主たる適用対象とするものであるところ¹⁸、本件行為は、いわゆる「専売店契約」等と同様、取

る、②顧客情報の提供を拒否したり、料金面で不利益を与えることを示唆される、③プロモーションやマーケティングの支援を行うことを示唆されるといったことが想定される。また囲い込みが醸成される状況として、①そのプラットフォームを利用しないと集客が難しい、②そのプラットフォームの市場シェアが高く、影響力が大きい、③プラットフォームの変更は、既存の顧客を維持できず、顧客基盤を失うことになるため、乗り換えが困難といったことが考えられる。

¹⁵ 囲い込みによりネットワーク効果によって増加したコンテンツとユーザーがとどまることにより、①コンテンツの増加や質の向上につながる、②ユーザー数の増加につながる、③プラットフォームの価値を高める、④取引コストの低下につながる（「囲い込み」によりプラットフォーム上にコンテンツが集約されることで、ユーザーの取引コストの低下につながる）といったプラットフォームの「囲い込み」によるメリットも考えられる。

¹⁶ このほかの論点として、自主基準の問題がある。すなわち、プラットフォーム運営事業者が中心となって団体を組織し、いわゆる「コンペガチャ」等に関するガイドラインを作成しているが、SAPがこれらに違反した場合、最終的にはプラットフォームから排除されるおそれがある。かかる取組は、法令遵守や消費者保護等に資すると考えられる反面、アウトサイダーの排除として「共同取引拒絶」等に該当するおそれがある。そこで、自主規制として許容される内容や強制力の程度について、自主基準の目的を踏まえつつ検討する必要があるが、本稿ではこの側面についての検討は省略する。

¹⁷ この点については、伊藤隆史「本件評釈」新・判例解説Watch10号233頁（平成24年）を参照。

¹⁸ 独占禁止法研究会報告「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」（昭和57年7月8日）第1部2

引社会において広範かつ頻繁に行われている通常の競争行為であって、同項に係る過去の先例（物理的妨害（〔熊本魚事件〕¹⁹、誹謗中傷〔ドライアイス仮処分事件〕²⁰、〔契約の奪取〕²¹等参照）に照らしても不正手段であるとはいえないから²²、仮に独占禁止法違反を問うにしても、同項ではなく、排除効果の認定が必要な一般指定2項又は12項の適用を問題とすべきだとするものである。

この点は、新興市場（emerging market）の評価ともかかわる。新興市場ないし萌芽的市場での介入の在り方に対して動態的競争の視点から懐疑的な見方がある。すなわち、ソーシャルゲーム市場がここ数年で急速に発展し、現在もなおその途上にあって変化の激しい状況の下では、本件行為のような程度と範囲の特定SAPの囲い込みを行うことは、通常の正当な競争行為であるという主張である。また、本件行為には、オープン化のために投入した投資資金を回収し、他社へのノウハウの流出を防止するという正当化理由（競争促進的理由）がありうるから、その点の吟味なしに、手段それ自体が不正であるとは直ちにいえないというものである。

（3－2）公正競争阻害性

前記論点①「適用法条として一般指定14項を用いたことは妥当か」は、論点②「本件行為の公正競争阻害性の捉え方は適切か」と密接にかかわるので、以下では、論点②を中心に検討する。

本件行為については、自由競争減殺からも、競争手段の不公正さからも、その公正競争阻害性を説明できると考えられる²³。

第1に、「不当な取引妨害」における「競争手段の不公正さ」は、上記のような物理的妨害や誹謗中傷など、明らかに社会的に許容できないような手段が採られた場合に限られるものではない。「独禁研報告書」²⁴の指摘するように、取引妨害は「社会的倫理的に非難に値する手段を用いて行う場合が多いが、反社会性・反倫理性のゆえに直ちに公正競争阻害性を有するといえるものではない。・・・その行為自体の有する目的・効果からみて、そのまま放置するなら、独占禁止法1条の目的で予定されていると考えられる価格・品質による競争が歪められ、また、顧客の商品選択を妨げるおそれがあるような行為」、すなわち、能率競争（価格・品質・サービスを中心とする競争）に反する行為が問題である。

第2に、ソーシャルゲームの市場特性から、プラットフォーム事業で非常に有力な地位を有するDeNAが、グリーと特定SAPがオープン化による新サービスを提供しようとする矢先にこそ機先を制するために行った本件行為には、競争減殺効果がある。以下、詳論すれば次のとおりである。

SNSプラットフォームにおけるソーシャルゲームへの主たる顧客獲得手段は、サイトのトップページあるいは第2階層などに設置されている、ゲームポータルサイトなどで、人気アプリランキングなどのリストに自社タイトルを掲載してもらうなどの、SNSプラットフォーム側が発信される情報に由来するところが大きい。そして、SNSプラットフォームは、ネットワーク外部性（その財・サービスの利用者の数が増えるにつれて、財・サービスの価値が増加するような外部性）がきわめて強くはたらく市場である。これは、SAPからすれば、間接ネットワーク効果（異なるグループ間に生じるネットワーク外部性のこと。すなわち「みんなが使っているからここを使おう」とか、「コンテンツが多いからここを使おう」とヨコの効果が直接的ネットワーク効果だとすると、SAPからみて「ユーザーが多いからここに商品を提供しよう」というタテの効果が間接的ネットワーク効果である）としてはたらく。「新着ランキング」「イチオシ」などのコーナーに掲載することによりプラットフォームが提供する顧客誘引力は、ソーシャルゲームでは、サイト内で既にゲームを利用している友人・知人から発信される情報（バイラル（口コミ）情報）の重要性²⁵と相まつ

（4）参照。

¹⁹ 効告審決昭和35年2月9日審決集10巻17頁。

²⁰ 東京地決平成23年3月30日（ウェストロー・ジャパンデータベースに収載）。

²¹ 東京重機工業事件効告審決昭和38年1月9日審決集11巻41頁。

²² このような主張として、例えば、岸井大太郎「本件評釈」ジュリ1440号265頁（平成24年）。

²³ なお、両者について、「実際上重なり、判然と区別することが困難な場合も多」いことを指摘する、根岸哲「一般指定15項の競争者に対する取引妨害の公正競争阻害性 - 公取委審判審決平成21・2・16」ジュリ1378号171頁（平成21年）を参照。

²⁴ 田中寿編著『不公正な取引方法 - 新一般指定の解説 -』106頁（商事法務研究会、昭和57年）。

²⁵ 通常、ゲーム会社は、自社ゲームタイトルの販売促進をするにあたり、ユーザーに対して供給者主導型のプロモーションコストを要する。しかし、ソーシャルゲームの場合、ユーザー間のコミュニケーション作用をきっかけとする、いわばユーザー主導型のプロモーション作用がはたらく。

て、SAPにとっても非常に顧客獲得効果が高い「導線」である²⁶。加えて、ユーザーの行動様式として、ユーザーはいったん入ったプラットフォームに固定化されやすいという傾向をもつ。この行動様式は、ソーシャルゲームの特性から生じる。すなわち、ソーシャルゲームは通常のゲームと違ってユーザー間のつながりを生じさせるためにプラットフォームを乗り換えることに伴う心理的抵抗を高める。またアイテムを得るために購入するポイントや仮想通貨等は、他のプラットフォームには原則として移行できない。であるがゆえに、本件行為のように最大手プラットフォームによる特定SAPの囲い込みによる市場閉鎖効果はそれだけ大きくなる。

ところで、本件で問題となる市場は、第一に、SAPとプラットフォームとの間の取引にかかる分野（以下「対SAP市場」という。）である。加えて本件では、ユーザーとSAP・プラットフォームとの間の市場（以下「対ユーザー市場」という。）も問題となる。本件命令で公取委がどちらの市場における悪影響を問題にしたのかについては、必ずしも明らかでない。

プラットフォームにおいては、一方市場が他方市場とネットワーク効果により連動している。すなわち上記二つの市場はプラットフォームを媒介として、二面性（two-sided）を成立させている。二面市場とは、あるサイドの顧客によるプラットフォームの利用がグループ間のネットワーク外部性を生じさせ、あるサイドの顧客の便益がプラットフォームによってもう一方のサイドの顧客をどれくらい集められたかに依存するような市場である。具体的には、プラットフォームはGREENやモバゲータウンであり、それをSAPサイドとユーザーサイドが取引の場として利用する。つまり、SAPはプラットフォームを選択した上でゲームを開発し、ユーザーもやはりプラットフォームを選択した上でゲームを購入する。そして、そのプラットフォームを選択するSAPの数が増加すれば、より多くのユーザーを引き付けることが可能となり、逆に、より多くのユーザーがそのプラットフォームを選択すれば、より多くのSAPが集まるという外部性が存在しているのは、前記のとおりである。SAPとユーザーを切り結ぶ「結節点」としてのSNSプラットフォームの機能は「課金システム」において顕著である。特に、大手SNSでは決済代行システムが整備されており、SAPは代金回収業務が不要となることのメリットは大きい（もっともそれがSAPの新規参入につながった側面はある。）。ユーザー側も、支払い先が一ヵ所になる利便性に加え（いわゆるワンストップサービス）、大手SNSが窓口となることで安心感につながり、ゲームサービス購入へのハードルが下がる相乗効果を生んでいる。

このように、SNSプラットフォーム事業は二面性を有する特殊な市場である。すなわち、SAPとのソーシャルゲーム料金回収代行取引の拡大を通じて当該SAPの抱えるキラーコンテンツ（ゲーム）を囲い込むことができればできる程、対ユーザー取引（仮想通貨の購入等）で有利になるという特色（二面性）を有する。したがって、対SAP市場の閉鎖性を緩和しないと、対ユーザー市場における競争が活性化しない。本件行為は、対SAP市場で行われたとしても、対ユーザー市場で排除効果を生むおそれがある。なお、この場合の競争減殺効果は排除された者のシェアの減少といった吟味は必要としない。公正競争阻害性のレベルであれば、被排除者が競争的行動をとる上で費用等のハンディキャップが生じるという意味で排除されていれば、競争減殺効果としては充分と考えられる。大山町農協事件²⁷をはじめとする先例も同様である。

第3に、グリーと特定SAPは、オープン化によって、グリーの内製のゲームと並んで、特定SAPの提供するゲームに関心を持つ多くのユーザーを獲得しようとした。SNSプラットフォームのオープン化により、ソーシャルゲーム市場に多種多様なゲームタイトルが投入され、ソーシャルゲームの供給量は急激に拡大した。ゲームは、元々ユーザーから飽きられやすいという性質を持つ娯楽サービスであるため、商品ライフサイクルが短期間になる傾向があり、自社開発ゲームのみで売上を高水準に維持していくのには限界がある。そこで、プラットフォームをオープン化し、外部のSAPから、ゲームコンテンツを募るとする戦略をとることで、ユーザーに対し多様なソーシャルゲームを提供するとし、サービスの幅を広げてユーザー利便性を提供していくことが、能率競争の観点から重要なのである。本件行為によって、少なからぬ特定SAPがGREENを通じたユーザー（消費者）へのサービス提供を断念し、結果としてユーザーも不利益を被って

²⁶ SNSプラットフォームにおける、ソーシャルゲームの導線は、大きく三つに分かれる。第1は、トップページあるいは第2階層などに設置されている、ゲームポータルサイトなどで、人気アプリランキングなどのリストに自社タイトルを掲載してもらうなどの、SNSプラットフォーム側が発信される情報からの導線である。そして、第2は、SAPがSNSプラットフォーム側で用意している、広告枠やメール広告などへの出稿によるプロモーションプログラムである。そして、第3は、サイト内で既にゲームを利用している友人・知人から発信される情報からの導線である。

²⁷ 公取委命令平成21年12月10日審決集56巻2号79頁。

いると解される。すなわち、本件行為がなければ、自由な競争が行われ、ユーザーもその自由な選択によって、G R E Eを通じてゲームという役務を享受することができたはずなのに、それができなくなっている。要するに、本件行為はユーザーの商品・役務の選択の自由（囲い込まれた特定S A Pのゲームに強い選好をもつ少なからぬユーザーのG R E E上でプレイしたいという選択の機会）を妨げるおそれのある競争手段であり、プラットフォームサービスの価格・品質・サービスを中心とする競争（能率競争）の観点からみて手段として不公正である。しかし、問題なのは、本件命令には、このような意味での競争手段の不公正さを満たす事実認定と評価に欠けている点である²⁸。同じことは、排除効果についても妥当する。大山町農協命令と比較したとき、本件行為によって排除効果がもたらされたことを本件命令が十分に示しているかというとそうとは言えない。本件命令は、「グリーにとって「他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができるおそれがある」²⁹かどうかについて、正面からの認定をしていないからである。

（3－3）手段の不当性

本件の担当官解説では、本件行為は、「特定ソーシャルゲーム提供事業者の自由な意思決定を阻害し、取引先選択の自由を侵害する」とされている³⁰。命令によれば、多くのS A PにとってD e N Aは重要な取引先となっていたとあり、担当官解説は、「特定ソーシャルゲーム提供事業者は、D e N Aからの要請を受け入れないと、上記手段を探られることにより、モバゲータウンにおける売上げが大幅に減少することを恐れ、多くの事業者が当該要請を受け入れた」としている。これは、「乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ない」（公取委「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日）第2）関係とみると親和的である（甲がD e N A、乙が特定S A Pであると想定する）。すると、特定S A Pに対するD e N Aの優越的地位の濫用という側面もあったのではないかとも解される³¹。もちろん本件では、優越的地位の濫用で問題となるようなタテ（取引当事者間）の関係が直接問題となったのではなく、ヨコ（競争事業者間）の競争が阻害されることが問題にされており、その意味で、優越的地位の濫用規制とは反競争効果の局面が異なる。ただし、本件は、特定S A Pに対して本件行為のような圧力をかけたことを通じて、それによって後発プラットフォーム事業者であるグリーのキャッチアップ競争を阻害しようとした点に、能率競争に反する競争手段であると評価でき、その意味で、本件行為の「競争手段の不公正さ」は、プラットフォームのS A Pに対する取引上の地位の優越とも関係するのである。いずれにせよ、本件で公取委が手段として不当と考えたのはS A Pに対する以上のような強圧性であろう。

担当官解説では、本件行為の実効性確保手段たるリンク切りが競争手段として不正であったため、本件命令の主文も当該手段に限定して設計されたとしている³²。本件評釈でも、ソーシャルゲームの開発・提供の支援という「アメ」による誘引を用いた競争を否定しないようにする配慮から、広範かつ抽象的な拘束条件付取引の適用を見送ったとの理解がある³³。ちなみに、本件行為と同種の行為を扱った前掲・大山町農協事件の主文では、本件のようにリンク切りに限定した主文とはなっておらず、農業者が他の農産物直売所と取引しないようにさせることそれ自体を禁止しており、両者の違いが際立っている。この点を捉えて、両者間で14項と12項の適用が分かれたと解することには一定の説得力がある。確かに一般論としては、ソーシャルゲームのような人気の浮き沈みが激しく、将来を取り巻く状況の不確実性が極めて大きいような市場では、大山町農協命令のような包括的な行為禁止命令をすることには躊躇があったのかもしれない。しかし、そのことは命令自体からはつきりとはうかがわれず（担当官解説から推知されるのみであり）、あくまで推測の域を出ないように思われる。

（3－4）小括

以上まとめると、プラットフォームの特性（二面性）、間接的ネットワーク効果の存在、ユーザーのスイッチング・コストの高さ、D e N Aが採った手段の強圧性（特定S A Pの自主的判断によるものではない）といった要因の累積によって、対S A P市場では、グリーが競争を行う上で有力S A Pを取引相手とすること

²⁸ 同様の問題意識として、河谷清文「本件評釈」N B L 9 7 3号79頁（平成24年）参照。

²⁹ 公取委事務局「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日）第1部第3の2①、第1部第4の2。

³⁰ 大胡勝=今野敦志=増田達郎「株式会社ディー・エヌ・エーに対する排除措置命令について」公取73号94頁（平成23年）参照。

³¹ この点につき、大久保直樹「本件評釈」学習院大学法学会雑誌48卷1号（平成24年）を参照。

³² 大胡=今野=増田・前掲注（30）・95頁参照。

³³ 伊永大輔「本件評釈」ジュリ1429号74頁（平成23年）参照。

ができなかつたという意味で、グリーにはハンディキャップが生じており、この点において本件行為の競争減殺効果は生じている。加えて、特定SAPがGREENを通じたユーザーへのサービス提供を断念し、結果としてユーザーも不利益を被っている。グリーが内製ゲームで本件行為後も売上を伸ばしているといったことは公正競争阻害性の認定において考慮不要であると思われる。

3-3 まとめ

この章においては、プラットフォームと独占禁止法との関係について、プラットフォームの特徴、特に多面的プラットフォームとしての特徴に着目し、SNSゲーム市場を中心に検討を行い、整理した。その際、プラットフォーム事業者が不当な手段によりコンテンツプロバイダー等による他のプラットフォームの利用を制限した場合には、当該プラットフォーム事業者の行為が独占禁止法上不公正な取引方法（拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等）に該当する可能性があること等を示した。

本章は、プラットフォームに関連する競争法的問題について、独占禁止法に規定する非違行為への該当性を中心に検討したものであるが、より広い視野からは、問題となる行為について、プラットフォーム事業者、コンテンツプロバイダー等関連する事業者及び最終需要者たるユーザーの三者の間に直接的又は間接的に形成されるネットワークを全体として捉え、そのネットワーク効果を踏まえつつ、社会厚生の最大化を図る観点からその正当性を評価することも重要であろう。本章で検討したDeNA事件を例にとると、問題となつた囲い込みによりネットワーク効果によって増加したコンテンツとユーザーがとどまるを通じて、①コンテンツの増加や質の向上につながる、②ユーザー数の増加につながる、③プラットフォームの価値を高める、④取引コストの低下につながる（「囲い込み」によりプラットフォーム上にコンテンツが集約されることで、ユーザーの取引コストの低下につながる）といった場合があることから、プラットフォームによる「囲い込み」については、競争法上正当なものと認められるべき場合もあるのではないかと考えられる。例えば、ゲームの開発段階でプラットフォーム事業者がコンテンツプロバイダーにノウハウや情報を提供することにより制作されたゲームについては、これを当該コンテンツプロバイダーが他のプラットフォーム事業者に提供するのは当該プラットフォーム事業者の利益に相反することから、コンテンツプロバイダーを囲い込むことが正当なものとして許容されるべき場合も考えられよう。このような正当性に係る事由については、経済学的知見を織り交ぜて今後周到かつ多角的に吟味する必要があろう。同じことは、ノウハウ保護などのために本件行為が必要であったというフリーライド防止の正当性に係る事由についても妥当する。これらの正当性に係る事由については、その主張が仮に独占禁止法に規定する非違行為に係る正当化理由の主張として成功すれば、問題となる行為が独占禁止法に違反しないものと解される可能性も見いだされるかもしれない。本件の場合、公取委の排除措置命令にとどまったため、審判手続で争われる前段階の公取委側からみた分析が示されているに過ぎず、違反とされた行為の正当化理由に関する事実認定や評価がなされていない。しかし、本件のようなプラットフォームに関連する競争法的問題については、このような点の具体的検討が本来重要なのである。

4 結びに代えて

この研究においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合又は提携に関し、その競争法的問題について、電気通信事業法の見地及び独占禁止法の見地の双方から考察を施した。以下この章においては、結びに代えて、前二章における考察の結果を踏まえ、プラットフォーム事業をめぐる競争法的問題に関し今後の検討が期待される課題として、次の5点を概観する。第1にプラットフォームの価格戦略、第2にプラットフォームを確立させるための行為に対する評価、第3にプラットフォームへのアクセスの確保、第4に市場画定の手法、第5に社会厚生に関する評価である。

第1点に関し、プラットフォーム事業者がその一方の顧客グループに対し課する料金を低く設定し、他方の顧客グループに対し課する料金を高く設定するという価格戦略については、一方に対する価格設定が不当廉売等に該当し、他方に対する価格設定が優越的地位の濫用等に該当するのではないかとの問題との評価があり得るが、当該戦略を全体として観察すればネットワーク効果に基づく競争促進効果等正当化理由の存在を肯定できるかもしれない。どのような場合に正当化理由の存在を肯定するのかについては、今後の検討が期待されよう。

第2点に関し、プラットフォームを確立させるための行為としてはプラットフォーム間の互換性を確保すべく行う共同行為及び多様な機能のプラットフォームへの垂直的統合が考えられる。前者は、不当な取引制限等に該当する可能性がないとはいえないが、互換性の確保自体については競争促進効果等正当化理由の存

在を肯定できる場合が少なくなかろう。後者は、独占力の拡張又は参入障壁の強化をもたらす場合には反競争的効果が認められようが、そのホールドアップの回避、補完性のコーディネーション等の効果にかんがみると正当化理由の存在を肯定できるかもしれない。これら正当化理由の評価についても、今後の検討が期待されよう。

第3点に関し、適用除外電気通信事業者が提供するプラットフォームについては、現在のところは、当該適用除外電気通信事業者の自主的な取組のほかには、独占禁止法の規定に基づく措置以外に有効な手段がない。独占禁止法の規定に基づく措置に関する検討をするにせよ、仮に立法論的な見地からの検討をするにせよ、プラットフォームの機能を精査し、その中核機能が何であるかを吟味することが先決問題となろう。

第4点に関し、伝統的な市場画定の手法ではそれぞれの市場における需要者ごとに市場画定を行うが、プラットフォームについては、一方の顧客グループに係る市場が他方の顧客グループに係る市場とネットワーク効果により連動しているので、伝統的な市場画定の手法では市場の多面性に起因する事情を十分に捉えることが難しい³⁴。プラットフォームの特質に応じた市場画定の手法の確立が今後期待されよう。

第5点に関し、近時、プラットフォーム事業者の利益水準の相対的な高さに注目が集まっているが、プラットフォーム事業者の利益水準の高さの原因がプラットフォーム事業の分野における競争が有効に機能していないことに見いだされる場合には、競争政策上の問題として検討すべきものと考えられる。この問題は、コンテンツの多様性、プラットフォームの効率性・イノベーションの促進等に密接に関連するプラットフォームに関わる社会厚生をどのように評価すべきか等と一体をなす難問であり、今後に残された課題である。

【参考文献】

脚注に示したとおり。

〈発表資料〉

題名	掲載誌・学会名等	発表年月
無線通信分野における免許人及び認定開設者たる地位の承継に関する経済法上の諸問題 - 電波法、電気通信事業法、そして独占禁止法 -	名古屋大学法政論集	2013年3月
情報通信プラットフォームに関する競争法的考察（一）	名古屋大学法政論集	2013年12月
情報通信プラットフォームに関する競争法的考察（二・完）	名古屋大学法政論集	2014年3月

³⁴ 伝統的なSSNIPテストではone-sidedの市場を画定することを念頭に置いていたため、二面市場の場合、他面商品の価格とそれに応ずる間接的なネットワーク効果を見過ごし、他面市場の諸条件（価格や需用者数等）によって片面市場の価格をどう調整するかを十分に分析せずそのまま片側市場を画定すれば、結果として、関連市場が狭く画定されてしまうと指摘されている。See David S. Evans, ESSAYS ON THE ECONOMICS OF TWO-SIDED MARKETS : ECONOMICS, ANTITRUST, INDUSTRY STUDIES, CHAP. V (2010).